

自主検査ヨシ！ 施工証明書ヨシ！！ 不適合ナシ！！！！

「施工証明書100%運動」実施中

施工証明書を発行しよう！

増・減設、臨時、街路灯など、すべての工事で施工証明書を発行しよう！

FAX申込、インターネット申込も、施工証明書を発行しよう！

- ① 電気工事には図面が必要です
東京電力への申込に図面が省略できる場合がありますが、電気工事業法に「配線図ならびに検査の結果を記載し、5年間保存しなければならない」と規定されており、図面は必ず必要です。施工証明書が図面になります。
- ② 自主検査が必要です
検査は電気工事業法で義務付けられています。
工事が完了したら、絶縁測定、接地抵抗測定等の自主検査を行い、施工証明書に記録しましょう。これは工事品質の向上につながります。
- ③ 製品の保証書に相当
自主検査をきちんと行い工事品質を証明して、お客さまの安心安全を図ります。
- ④ お客さまとのパイプ作り
施工証明書を介してお客さまと目に見える関係を作り、将来の改修工事等の受注につなげましょう。
- ⑤ 電気工事業法上の帳簿になります
施工証明書には電気工事業法の「帳簿」に必要な項目がすべて含まれており、控えを綴って「帳簿」とすることができます。
- ⑥ 使い方
電気使用申込時に、図面の代わりに施工証明書のコピーを提出します。
電気工事が落成したら、自主検査の項目と数値を記入した後 2枚コピーをとり、
 - ・ 1枚はお客さま（施主）に渡し、できれば受領印をもらいます。
 - ・ 1枚は東京電力の窓口に、落成報告する時に提出します。
(竣工調査までに現場の分電盤周辺に置く、または組合事務所に FAX でも結構です)
 - ・ 原紙は工事店の控えとして綴り、電気工事業法の「帳簿」とします。

千葉県電気工事工業組合

〒260-0005 千葉市中央区道場南 1-9-15
TEL 043-224-6086 FAX 043-224-6087

木更津支部

〒292-0821 木更津市桜町 2-7-5
TEL 0438-36-6331 FAX 0438-36-6332

- ・ 施工証明書の用紙は、組合支部で販売しています。
- ・ 原紙をコピーして使用することもできます。
- ・ 施工証明書「お客さま用封筒」も組合で販売しています。